

茨城県再生資源物の屋外保管事業場の構造に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則（令和6年茨城県規則第26号。以下「規則」という。）第14条第1項第4号に規定する「災害の防止及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が別に定めるもの」を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(屋外保管事業場の構造に係る変更)

第3条 規則第14条第1項第4号で定める屋外保管事業場の構造に係る変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の保管量を増加するもの
- (2) 屋外保管事業場の敷地を拡張したもの
- (3) 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類を追加するもの
- (4) 屋外保管事業場において再生資源物の保管の高さのうち最高のものが変更前に比して上回る高さとなるもの
- (5) その他屋外保管事業場の状況の変更により、周辺地域の生活環境への負荷が増大するおそれがあるもの

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。